

資料9 主な環境基準等

1 大気の汚染に係る環境基準等

(1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備 考

1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10 μ m以下のものをいう。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、ペーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) 二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

①環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

②測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号、平成30年 環境省告示第100号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

(4) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準(平成21年 環境省告示第33号)

①微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

②の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる
と認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

③の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

④微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について
(平成11年、環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/リットル以下	日本工業規格KO312に定める方法
水質の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壤にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)のうち、人の健康の保護に関する環境基準は全ての公共用水域に一律に適用されるものであり、次のとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準 単位:mg/リットル

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.02	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01	ふつ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事が類型指定する水域)については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正:平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)

によって水域類型の指定が行われた。(水生生物の保全に関する環境基準の設定と合わせ告示の全改(平成23年3月24日山梨県告示第114号)を行ったが、水域類型の指定は従前どおり。)

A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg/100mL以下	同上	同上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/100mL以下	同上	5 mg/100mL以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/100mL以下	50 mg/100mL以下	同上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg/100mL以下	100 mg/100mL以下	2 mg/100mL以上	—
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg/100mL以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	—

1 基準値は、日間平均値(大腸菌数を除く)とする。大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/100mL以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧栄養水城の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級:サケ科魚類及びアユ等富栄養水城の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級:コイ、フナ等、β-中腐水城の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級:特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg/100mL以下	1 mg/100mL以下	7.5 mg/100mL以上	20CFU/100mL以下
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/100mL以下	5 mg/100mL以下	同上	300CFU/100mL以下
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	同上	5 mg/100mL以下	15 mg/100mL以下	5 mg/100mL以上	—
C	工業用水2級環境保全	6.0 以上8.5 以下	8 mg/100mL以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/100mL以上	—

1 基準値は、日間平均値(大腸菌数を除く)とする。大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/100mL以上とする。

3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級:サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

また、平成15年11月に水生生物の保全に係る環境基準が定められた。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち、多摩川については平成18年6月30日環境省告示第93号、富士川及び相模川については平成21年11月30日環境省告示第80号によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事が類型指定する水域)については、平成23年3月24日山梨県告示第114号によって水域類型の指定が行われた。

水生生物の保全に係る環境基準(河川) 単位:mg/ヶ月

類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

○環境庁告示第27号(平成10年6月1日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	AA	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

○環境庁告示第21号(昭和48年3月31日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

(1)「イ」は、直ちに達成

(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

○環境省告示第93号(平成18年6月30日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(拝島橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	生物A	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

○環境省告示第80号(平成21年11月30日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川(1)(小沢頭首より上流に限る。)	生物A	イ
富士川上流(笛吹川合流地点より上流に限る。)	生物A	イ
富士川下流(笛吹川合流地点より下流に限る。)	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

○山梨県告示第114号(平成23年3月24日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	生物A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	生物B	イ
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	生物A	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	生物B	イ
濁川（全域）	生物B	イ
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）	生物B	イ
平等川（全域）	生物B	イ
重川（全域）	生物B	イ
日川（全域）	生物A	イ
滝沢川（全域）	生物B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）	生物B	イ
鶴川（全域）	生物A	イ
笛子川（全域）	生物A	イ
朝日川（全域）	生物A	イ
柄杓流川（全域）	生物A	イ
宮川（相模川に合流するものの全域）	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	A	ハ
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	AA	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	B	ハ
濁川（全域）	C	ハ
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）	B	ハ
平等川（全域）	B	イ
重川（全域）	B	イ
日川（全域）	A	イ
滝沢川（全域）	B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）	C	ハ
鶴川（全域）	A	イ
笛子川（全域）	A	イ
朝日川（全域）	A	イ
柄杓流川（全域）	A	ハ
宮川（相模川に合流するものの全域）	B	ロ
山中湖（全域）	湖沼A	イ
河口湖（全域）	湖沼A	イ
西湖（全域）	湖沼A	イ
精進湖（全域）	湖沼A	イ
本栖湖（全域）	湖沼AA	イ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

(1)「イ」は、直ちに達成

(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、次のとおりである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準 単位:mg/¹㍑

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	クロロエチレン	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ ⁹	0.02
六価クロム	0.02	1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ふつ素	0.8
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05
四塩化炭素	0.002				

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5) 山梨県生活環境の保全に関する条例第20条関係特別規制基準

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準に代えて、県内の特定事業場に適用するよりきびしい排水基準(上乗せ排水基準)を定めており、適用する項目と基準値は次のとおりである。

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふつ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1㍑につき 0.1mg	検出されないこと。	1㍑につき 0.05mg	1㍑につき 0.05mg	新設にあつては、1㍑につき1mg 既設にあつては、1㍑につき5mg

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあっては0.01ミリグラムを、有機燐化合物にあっては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事をしているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあっては、新設とする。)をいう。
- ふつ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排出水については、適用しない。

有害物質以外のものに係る排水基準

項目及び許容限度					生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マanganese含有量	クロム含有量	大腸菌群数
	区分		適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(個/cm ³)
特定事業場	し尿処理施設を設置するものの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	20(15)	20(15)	50(30)								1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)								1,000
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1	1,000
	畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)								
		既設			7.5m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)							
		市街化区域内の水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	140(110)	140(110)	140(110)	180(140)								
					80(60)	80(60)	150(120)								
		既設	全公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	160(120)	160(120)	200(150)								
旅館業	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10								1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
		上記以外の公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	100(85)	100(85)	140(110)	15								1,000
			50m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10								1,000
	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

*府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水についても適用する。

備考

1 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。

2 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。

・山中湖 B 河口湖 C 西湖 D 精進湖 E 本栖湖

3 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。

4 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

5 ()内の数値は、日間平均を示す。

6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排出水について適用する。

4 土壤の汚染に係る環境基準等

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壤汚染対策法の指定基準		土壤の汚染に係る環境基準 (mg/t)
	区分	土壤含有基準 (mg/kg)	
クロロエチレン	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下
四塩化炭素			0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.1以下
1,2-ジクロロエチレン			0.04以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下
テトラクロロエチレン			0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下
トリクロロエチレン			0.03以下 ※1
ベンゼン			0.01以下
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下 ※2	0.01以下 ※3
六価クロム化合物		250以下	0.05以下
シアノ化合物		遊離シアンとして 50以下	検出されないこと
水銀及びその化合物		15以下	0.0005以下
うちアルキル水銀			検出されないこと
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下
鉛及びその化合物		150以下	0.01以下
砒素及びその化合物		150以下	0.01以下
ふつ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		4,000以下	1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下
チウラム			0.006以下
チオヘンカルブ			0.02以下
PCB			検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと
銅			農用地(田)の土壤125mg/kg未満
1,4-ジオキサン			0.05以下

※1 令和3年4月1日から 0.01以下

※2 令和3年4月1日から 45以下

※3 令和3年4月1日から 0.003以下

5 騒音に係る環境基準等

①騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び	65デシベル以下	60デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考:車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

○騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るもの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町及び富士河口湖町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (同項第2号に掲げる特別用途地区的うち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区的うち、特別工業地区及び特別業務地区

*本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が告示をしている(地域の区分は県告示同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

②騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和52年県告示第66号)

区域区分	時間区分	昼間	朝、夕	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル		45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル		50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル		60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル		65デシベル	60デシベル

注)1 第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)

3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)

4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

※ 図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

③騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

(注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(市の区域にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

④騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前6時から午後 10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで	
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
2 a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
3 b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域の うち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

※幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間 75デシベル	夜間 70デシベル
-----------	-----------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

⑤自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(市の区域にあっては市長)が定める区域(平成12年県告示第161号)

区分	該当地域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた 地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号)において定める区域をいう。

2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域を定めて告示をしている(地域の区分は県告示と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

⑥騒音規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 振動に係る規制基準等

①振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)

区域区分	時間区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

(注)1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(図面中、黄色または赤色に色分けした区域)

※ 図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

②振動規制法に基づく特定建設作業振動音に係る規制基準(振動規制法施行規則第11条)

特定建設作業の種類	振動の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	75デシベル

(注)1 振動規制法施行規則別表第一付表第1号の規定により知事(市の区域にあっては市長)が指定する区域は、図面の緑色又は黄色に色分けした区域、及び赤色に色分けした区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。

2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

③振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(昭和54年県告示第102号)

区域区分	時間区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

備考 第1種区域～第2種区域とは、振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)において定める区域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

④振動規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

7 悪臭に係る規制基準等

①悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

(注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域

2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域

3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域

※ 図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、中山湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

②悪臭防止法指定地域(24市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、中山湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部